

特別養護老人ホームこじか荘入所申込者評価基準

別表 1

評価項目	評価内容	配点	項目別 点数配分
1 要介護度	要介護 1 特例入所の要件に該当し、特養以外での生活が困難な理由を別表 2「特例入所に係る判断要件についての判定表」により確認	10 点	30 点
	要介護 2 特例入所の要件に該当し、特養以外での生活が困難な理由を別表 2「特例入所に係る判断要件についての判定表」により確認	15 点	
	要介護 3	20 点	
	要介護 4	25 点	
	要介護 5	30 点	
2 介護者の状況（注 1）	主介護者が就業等で介護が困難	5 点	30 点
	複数の要介護者や育児がいるため介護が困難	10 点	
	主介護者が要支援状態・障害を有する・高齢等で十分な介護が困難	15 点	
	主介護者が要介護状態・障害を有するなど、十分な介護が困難	20 点	
	主介護者が病気等により長期入院中、又は通院治療中で介護が困難・他に協力できる介護者がいない。	25 点	
	独居生活	30 点	
3（1）在宅サービスの利用率（注 2） （直近 3 ヶ月平均の利用率）	2 割以上 4 割未満	5 点	20 点
	4 割以上 6 割未満	10 点	
	6 割以上 8 割未満	15 点	
	8 割以上	20 点	
3（2）老健・病院等の入所・入院の期間（注 3）	3 月以上 6 月未満	5 点	
	6 月以上 1 年未満	10 点	
	1 年以上 2 年未満	15 点	
	2 年以上	20 点	
4 その他特記事項	上記項目以外に、施設入所の必要性を判定するため、特段の理由があると認められる場合に、各施設の判断により、次の例示項目を参考に、点数を加点することができる。		20 点
	1）住居の状況 アパートの 2 階・かなり住居性に問題がある。（天井・壁など）	2 点	
	住居環境が介護に適さない場合（風呂・トイレの設備や段差等）	1 点	
	2）地域の状況 地元町内（吉舎・三良坂）に在住している以外に在中、また、施設等はあるが地理的条件で利用が困難等	2 点 1 点	
	3）緊急度 同居家族による虐待や虐待の可能性がある。・介護老人保健施設や病院等に入所（入院）していて、退所（退院）に近いが在宅復帰が困難。・心身の機能低下が著しく、主介護者の介護負担が多大である。・認知症の B P S D、精神疾患等により、常時介護が必要。	10 点	
	入所又は入院後間がなく、在宅サービスの利用率は低いが、在宅生活が困難な状況にある場合	3 点	
経済的理由等により、在宅サービスの利用率は低いが、在宅生活が困難な状況にある場合	1 点		
計		100 点	

各評価内容の点数は「項目別点数配分」欄の点数を上限とする。

点数が同点の場合、年齢の高い者を上位とする。

(注1) 老健・病院等に入所している者の場合、退所時点での状況により判断する。

(注2) 在宅サービスは、居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く)のほか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスを含む。

(注3) 老健・病院等には、介護老人保健施設・病院のほか、介護療養型医療施設、(地域密着型)特定施設入居者生活介護事業所、グループホーム等を含む

入所の優先順位を確定する場合に留意すべき事項

1. 入所申込書を受理したら介護部長がルールにのっとり順位を付け名簿に記載し、定例の入所検討委員会でその経緯を説明し委員会の承諾を得る。待機している途中で申込書の記載事項に変更があった場合は、再度、優先順位のランク付けをおこなう。
2. 入所の働きかけをおこなったが、その時点では入所を辞退し、繰り延べたいと希望された場合は、再計算してランク付けをおこなう。
4. 待機しておられた申込者から、入所辞退の申し出があった場合は、待機者名簿から削除する。
5. 入所のための緊急度が切迫したケースが生じた場合は、入所指針や下記の「勘案事項」にのっとり緊急の委員会を開催し、入所の処理を適切におこなう。
6. 申込み者や居宅介護支援事業所等との連絡体制を確立しておき、何らかの変化があった場合は連絡していただく。

入所順序の優先順位を確定する為の勘案事項

基本的には、ケースに応じた検討が行なわれることが望ましいが、概略的には、次のような事項が考えられる。

1. 主介護者が急で重大な疾病等により、介護の継続が困難になった場合への配慮。
2. 家庭内での虐待、災害、事件、事故、などにより、介護体制が著しく低下した場合。
3. 入所希望者の医療面での状態が、施設がもつ医療機能・医療体制で対応できる場合への配慮。
4. その他、勘案すべき事項への配慮。

特別養護老人ホームこじか荘特例入所
に係る判断要件についての判定表

別表 2

〔 被保険者番号： ， 入所申込者氏名： 〕

項番	判断要件	申込者の状態	判定結果
1	要介護度	要介護〔 1 ・ 2 〕	
2	<p>認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。</p> <p>【担当の介護支援専門員等の意見を参考として判断する】 認知症高齢者の日常生活自立度のみに基づき判断をしない</p>	<p>認知症高齢者の日常生活自立度 〔 自立 ・ ・ a ・ b ・ a ・ b ・ ・ M 〕 入所申込者の在宅生活の状態</p>	適 ・ 否
3	<p>知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態であるか否か。</p> <p>【担当の介護支援専門員等の意見を参考として判断する】 等級のみに基づき判断をしない</p>	<p>知的障害の等級 〔 B ・ マルB ・ A ・ マルA 〕 精神障害の等級 〔 3 級 ・ 2 級 ・ 1 級 〕 入所申込者の在宅生活の状態</p>	適 ・ 否
4	<p>家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であるか否か。</p> <p>【地域包括支援センター等に状況を確認する】 施設入所以外にとるべき対応策がないかどうか確認</p>	入所申込者の在宅生活の状態	適 ・ 否
5	<p>単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に受けられないことにより、在宅生活が困難な状態であるか否か。</p>	<p>入所申込者の生活環境や介護者の状況、介護サービス・生活支援サービスの利用状況等</p>	適 ・ 否
6	<p>その他、入所申込者の特例入所にあたり、参考とすべき事項</p> <p>本項目は参考事項であり、特例入所として考慮すべき項目は 1 ～ 5 であることに注意。</p>	上記以外に在宅生活の継続困難な理由等	
総合判定			適 ・ 否